

○千葉県使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

平成16年12月28日

規則第61号

改正 平成17年 3月31日規則第27号
平成19年 3月30日規則第33号
平成22年 3月31日規則第43号
平成23年 3月31日規則第33号
平成24年 3月30日規則第23号
平成28年 3月31日規則第26号
令和 元年 6月20日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(引取業者の登録等の通知)

第2条 法第44条第2項（法第46条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、引取業者登録等通知書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第45条第2項の規定による通知は、引取業者登録拒否通知書（様式第2号）により行うものとする。

(引取業の廃業等の届出)

第3条 法第48条第1項の規定による届出は、引取業廃業等届出書（様式第3号）により行わなければならない。

(引取業者の登録の取消し等に係る通知)

第4条 法第51条第1項の規定により引取業者の登録を取り消す場合における同条第2項において準用する法第45条第2項の規定による通知は、引取業者登録取消通知書(様式第4号)により行うものとする。

2 法第51条第1項の規定により引取業者の事業の全部又は一部の停止を命ずる場合における同条第2項において準用する法第45条第2項の規定による通知は、引取業者事業停止命令書(様式第5号)により行うものとする。

(フロン類回収業者の登録等の通知)

第5条 法第55条第2項(法第57条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、フロン類回収業者登録等通知書(様式第6号)により行うものとする。

2 法第56条第2項の規定による通知は、フロン類回収業者登録拒否通知書(様式第7号)により行うものとする。

(フロン類回収業者の登録の取消し等に係る通知)

第6条 法第58条第1項の規定によりフロン類回収業者の登録を取り消す場合における同条第2項において準用する法第56条第2項の規定による通知は、フロン類回収業者登録取消通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 法第58条第1項の規定によりフロン類回収業者の事業の全部又は一部の停止を命ずる場合における同条第2項において準用する法第56条第2項の規定による通知は、フロン類回収業者事業停止命令書(様式第9号)により行うものとする。

(フロン類回収業の廃業等の届出)

第7条 法第59条において準用する法第48条第1項の規定による届出は、フロン類回収業廃業等届出書(様式第10号)により行わなければならない。

らない。

(登録簿)

第8条 引取業者登録簿は、様式第11号のとおりとし、フロン類回収業者登録簿は、様式第12号のとおりとする。

(登録簿の閲覧)

第9条 法第47条(法第59条において準用する場合を含む。)の規定により引取業者登録簿及びフロン類回収業者登録簿(以下「登録簿」という。)を閲覧に供する場所は、環境局資源循環部産業廃棄物指導課内とする。

2 登録簿を閲覧に供する日及び時間は、千葉市の休日を定める条例(平成元年千葉市条例第1号)第1条第1項に規定する市の休日以外の日の午前9時から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他の必要があると認めるときは、臨時に、閲覧に供しない日を設け、又は閲覧に供する時間を変更することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示するものとする。

4 登録簿の閲覧をしようとする者は、引取業者・フロン類回収業者登録簿閲覧請求票(様式第13号)に、氏名その他所定の事項を記入しなければならない。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) 登録簿を外部に持ち出し、又はそのおそれがあると認められる者

(2) 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(4) 係員の指示に従わない者

(平成19規則33・平成23規則33・一部改正)

(解体業の不許可の通知)

第10条 法第62条第2項の規定による通知は、解体業不許可通知書(様式第14号)により行うものとする。

(解体業の廃業等の届出)

第11条 法第64条の規定による届出は、解体業廃業等届出書(様式第15号)により行わなければならない。

(解体業の許可の取消し等に係る通知)

第12条 市長は、法第66条の規定により解体業の許可を取り消すときは、解体業許可取消通知書(様式第16号)により、その旨を当該解体業者に通知するものとする。

2 市長は、法第66条の規定により事業の全部又は一部の停止を命ずるときは、解体業者事業停止命令書(様式第17号)により行うものとする。

(破砕業の不許可の通知)

第13条 法第69条第2項(法第70条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、破砕業不許可(事業範囲変更不許可)通知書(様式第18号)により行うものとする。

(破砕業の廃業等の届出)

第14条 法第72条において準用する法第64条の規定による届出は、破砕業廃業等届出書(様式第19号)により行わなければならない。

(破砕業の許可の取消し等に係る通知)

第15条 市長は、法第72条において準用する法第66条の規定により破砕業の許可を取り消すときは、破砕業許可取消通知書(様式第20号)により、その旨を当該破砕業者に通知するものとする。

2 市長は、法第72条において準用する法第66条の規定により事業の全部又は一部の停止を命ずるときは、破砕業者事業停止命令書(様式第21

号) により行うものとする。

(許可証の再交付申請等)

第16条 解体業許可証又は破砕業許可証(以下「許可証」という。)を紛失し、き損し、又は汚損したことにより許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(様式第22号)により、市長に申請しなければならない。この場合において、紛失したときを除き、当該許可証を添付して申請するものとする。

2 前項の規定により許可証の再交付を受けた者が紛失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を市長に返納しなければならない。

(許可証の書換えによる交付等)

第17条 市長は、許可証の交付を受けた者が法第63条第1項又は法第71条第1項の規定により氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあってはその代表者の氏名の変更に係る届出書を市長に提出したときは、許可証を書き換えて当該者に交付するものとする。

2 前項の規定により書換えによる許可証の交付を受けた者は、当該許可証の交付を受けたときに、従前の許可証を市長に返納しなければならない。

(許可証の返納)

第18条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 法第60条第2項又は法第67条第2項の規定により許可が効力を失ったとき。

(2) 法第64条(法第72条において準用する場合を含む。)の規定により廃業等を届け出たとき。

(3) 法第66条(法第72条において準用する場合を含む。)の規定により許可が取り消されたとき。

2 破砕業者は、法第70条第1項の許可に係る破砕業許可証の交付を受け

たときは、変更前の破砕業許可証を市長に返納しなければならない。

(提出書類の部数)

第19条 法第61条及び第68条並びに省令第63条の規定により提出する書類の部数は、正副各1部とする。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第27号) 抄

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則 (平成19年3月30日規則第33号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第43号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則 (平成23年3月31日規則第33号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第23号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第26号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（令和元年6月20日規則第42号）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様

千葉市長



引取業者登録等通知書

年 月 日付けで申請（届出）のあった引取業の登録（登録の更新・登録の変更）については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第44条第1項（第46条第2項）の規定により、下記のとおり登録（登録の更新・登録の変更）をしましたので、通知します。

年 月 日

記

- 1 登録事業者名（法人にあつては、法人名及び代表者氏名）
- 2 登録事業者住所又は所在地
- 3 登録番号
- 4 登録（更新・変更）年月日
- 5 登録の有効期間が満了する年月日
- 6 引取業を行うすべての事業所（千葉市内に存するものに限る。）の名称及び所在地

事業所の名称	所在地

（注意事項）登録の変更の場合にあつては、変更後の登録内容を記載しています。

様式第2号（第2条関係）

千葉市指令 第 号

様

千葉市長



引取業者登録拒否通知書

年 月 日付けで申請のあった引取業者の登録（登録の更新）については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項の規定により、次の理由から拒否しますので、通知します。

年 月 日

理由

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対して異議申立てをすることができます。

様式第3号（第3条関係）

引取業廃業等届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者 郵便番号

住 所

氏 名

㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第1項の規定により、引取業の廃業等について次のとおり届け出ます。

引取業の廃業等 をした引取業者	住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
登 録 年 月 日 及び登録番号	年 月 日 第 号
廃業等年月日	年 月 日
廃業等の理由	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は、必ず本人が自署するものとする。
- 3 この届出書は、廃業等の日から30日以内に提出すること。

様式第4号（第4条関係）

千葉市達 第 号

様

千葉市長



引取業者登録取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で通知をした引取業者の登録については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条第1項の規定により、下記のとおり取り消します。

年 月 日

記

- 1 登録番号
- 2 登録を取り消す理由

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対して異議申立てをすることができます。

様式第5号（第4条関係）

千葉市達 第 号

様

千葉市長



引取業者事業停止命令書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条第1項の規定により、下記のとおり引取業の事業の停止を命じます。

年 月 日

記

1 登録番号

2 停止を命ずる事業の内容

3 停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 停止を命ずる理由

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対して異議申立てをすることができます。

様

千葉市長



フロン類回収業者登録等通知書

年 月 日付けで申請（届出）のあったフロン類回収業の登録（登録の更新・登録の変更）については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第55条第1項（第57条第2項）の規定により、下記のとおり登録（登録の更新・登録の変更）をしましたので、通知します。

年 月 日

記

- 1 登録事業者名（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）
- 2 登録事業者住所又は所在地
- 3 登録番号
- 4 登録（更新・変更）年月日
- 5 登録の有効期間が満了する年月日
- 6 フロン類回収業を行うすべての事業所（千葉市内に存するものに限る。）の名称、所在地及び回収するフロン類の種別

事業所の名称	所在地	回収するフロン類の種別

（注意事項）登録の変更の場合にあっては、変更後の登録内容を記載しています。

様式第7号（第5条関係）

千葉市指令 第 号

様

千葉市長



フロン類回収業者登録拒否通知書

年 月 日付けで申請のあったフロン類回収業の登録（登録の更新）については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項の規定により、次の理由から拒否しますので、通知します。

年 月 日

理由

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対して異議申立てをすることができます。

様式第8号（第6条関係）

千葉県達 第 号

様

千葉市長



フロン類回収業者登録取消通知書

年 月 日付け千葉県指令 第 号で通知をしたフロン類回収業者の登録については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第58条第1項の規定により、下記のとおり取り消します。

年 月 日

記

- 1 登録番号
- 2 登録を取り消す理由

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対して異議申立てをすることができます。

様式第9号（第6条関係）

千葉市達 第 号

様

千葉市長



フロン類回収業者事業停止命令書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第58条第1項の規定により、下記のとおりフロン類回収業の事業の停止を命じます。

年 月 日

記

1 登録番号

2 停止を命ずる事業の内容

3 停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 停止を命ずる理由

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対して異議申立てをすることができます。

フロン類回収業廃業等届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者 郵便番号

住 所

氏 名

㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する同法第48条第1項の規定により、フロン類回収業の廃業等について次のとおり届け出ます。

フロン類回収業の廃業等をしたフロン類回収業者	住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
廃業等年月日	年 月 日
廃業等の理由	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は、必ず本人が自署するものとする。
- 3 この届出書は、廃業等の日から30日以内に提出すること。

様式第11号 (第8条関係)

引取業者登録簿

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
有効期間満了年月日	年 月 日
住 所 又 は 所 在 地	(郵便番号) 電話番号
氏 名 又 は 名 称	
法人である場合の 代表者氏名	

事 業 所 の 所 在 地	(郵便番号) 電話番号
事 業 所 の 名 称	
法人である場合において は、その役員の氏名	
未成年者である場合におい ては、その法定代理人の氏 名及び住所	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第12号（第8条関係）

フロン類回収業者登録簿

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
有効期間満了年月日	年 月 日
住 所 又 は 所 在 地	(郵便番号) 電話番号
氏 名 又 は 名 称	
法人である場合の 代表者氏名	

事 業 所 の 所 在 地	(郵便番号) 電話番号
事 業 所 の 名 称	
法人である場合において は、その役員の氏名	
未成年者である場合において は、その法定代理人の氏 名及び住所	
回 収 し よ う と す る フロン類の種類	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第13号（第9条関係）

引取業者・フロン類回収業者登録簿閲覧請求票

整理番号	
------	--

閱 覧 日	年 月 日
閲覧する登録簿の別	引取業者登録簿 ・ フロン類回収業者登録簿
氏 名	
住 所	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5とする。

様式第14号（第10条関係）

千葉市指令 第 号

様

千葉市長



解体業不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった解体業の許可については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項の規定により、次の理由から許可できないので、通知します。

年 月 日

理由

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第15号(第11条関係)

解体業廃業等届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者 郵便番号

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により、解体業の廃業等について次のとおり届け出ます。

解体業の廃業等 をした解体業者	住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
廃業等年月日	年 月 日
廃業等の理由	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は、必ず本人が自署するものとする。
- 3 この届出書は、廃業等の日から30日以内に提出すること。
- 4 解体業許可証を添付すること。

様式第16号（第12条関係）

千葉市達 第 号

様

千葉市長



解体業許可取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号による解体業の許可については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条の規定により、次の理由から取り消します。

年 月 日

理由

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第17号（第12条関係）

千葉市達 第 号

様

千葉市長



解体業者事業停止命令書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条の規定により、下記のとおり解体業の事業の停止を命じます。

年 月 日

記

1 許可番号

2 停止を命ずる事業の内容

3 停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 停止を命ずる理由

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第18号（第13条関係）

千葉市指令 第 号

様

千葉市長



破砕業不許可（事業範囲変更不許可）通知書

年 月 日付けで申請のあった破砕業の許可（事業範囲の変更の許可）については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第69条第1項（第70条第2項において準用する同法第69条第1項）の規定により、次の理由から許可できないので、通知します。

年 月 日

理由

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第19号（第14条関係）

破砕業廃業等届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者 郵便番号

住 所

氏 名

㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条において準用する同法第64条の規定により、破砕業の廃業等について次のとおり届け出ます。

破砕業の廃業等 をした破砕業者	住 所 氏 名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
廃業等年月日	年 月 日
廃業等の理由	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は、必ず本人が自署するものとする。
- 3 この届出書は、廃業等の日から30日以内に提出すること。
- 4 破砕業許可証を添付すること。

様式第20号（第15条関係）

千葉市達 第 号

様

千葉市長



破砕業許可取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号による破砕業の許可については、
使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条において準用する同法第66条の規定により、
次の理由から取り消します。

年 月 日

理由

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
60日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第21号（第15条関係）

千葉市達 第 号

様

千葉市長



破砕業者事業停止命令書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条において準用する同法第66条の規定により、
下記のとおり破砕業の事業の停止を命じます。

年 月 日

記

1 許可番号

2 停止を命ずる事業の内容

3 停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 停止を命ずる理由

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
60日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。

許可証再交付申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

㊟

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

千葉市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第16条第1項の規定により、許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

再交付の申請をする 許 可 証 の 種 類	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
再 交 付 申 請 の 理 由	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は、必ず本人が自署するものとする。
- 3 再交付申請理由が、許可証のき損又は汚損である場合にあつては、既に交付を受けている許可証を添付すること。